

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南城市長 古謝 景春

市町村名 (市町村コード)	南城市 (4 7 2 1 5)	
地域名 (地域内農業集落名)	玉城地区 (集落：親慶原、垣花、仲村渠、百名、新原、玉城、中山、奥武、志堅原、堀川、富里、當山、屋嘉部、糸数、喜良原、船越、愛地、前川)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月24日 (第2回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

"玉城地区は、農村から形成される地域である。地形的には南が太平洋に面し、低地、斜面、台地より構成されている。一般的に農地の基盤整備がされており、拠点品目（サヤインゲン、ゴーヤ、薬用植物、オクラ、マンゴー）の他にサトウキビや花卉栽培が盛んな地域である。特に志堅原・船越・愛地は、若い担い手が増えている。新原・仲村渠は稲作発祥の地であるが、その風景はほとんど見られなくなっている。グスクロード公園や琉球ゴルフクラブなどの広大な自然を活かした施設がある一方で、船越・愛地・糸数方面では一部住宅地の広がりが進行している。農家からは、水があれば農業が活性化するはずだが、かんがい排水事業を入れるには農家がまとまらない。結局自前で井戸を掘ったほうが早いという意見もある。

全体的に営農が盛んな地区もあるが、今後は、土地改良事業の完了地区において、かんがい排水事業等の整備を計画的に推進し、農業用水の安定確保を図り、併せて冠水被害解消のため、農業用排水施設の整備を行い、生産性の向上と地域農業の持続的発展を図る必要がある。また、農家は70歳以上が多く、後継者が少ない状況にあり、全体的に高齢化が進行している。今後は後継者の不足による遊休農地の増加が課題となってくる。"☒

(2) 地域における農業の将来の在り方

この地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者と認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	314 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	314 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及び土地改良区内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

その他別紙のとおり

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>農地中間管理事業を活用し、認定農業者と認定新規就農者に農地を集積すると同時に、中心経営体になりうる担い手または新たな中心経営体による農地の集約も図る。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>高齢化や耕作者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地バンクの機能の活用を農地所有者に働きかけ、担い手への集約を今後も進めていく。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>既に取り組むべき農地の面整備については、基盤整備事業を完了しているので、取り組む予定はない。今後は、かんがい排水事業等の整備を計画的に推進していく。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>持続可能な経営体となるよう担い手の育成を図るために、南城市及びＪＡ等の関係機関と連携しながら相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>今のところ検討していない。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

飼料代の高騰により経営に影響を受けている畜産農家に対する支援策として、飼料用さとうきびの栽培を促進推奨する。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場（令和7年7月24日開催）において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

- ・南城市玉城字當山470番2 5,395㎡内2,697.56㎡ 地図No.1

以下の農地における農業集落排水污水处理施設の地域計画区域からの除外について、協議の場（令和7年7月24日開催）において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

- ・南城市玉城字志堅原274番 1,583㎡、 字志堅原275番 551㎡、 字志堅原276番 2,260㎡内1,000㎡
合計 3,134㎡ 地図No.2

以下の農地における携帯電話無線基地局新設の地域計画区域からの除外について、協議の場（令和7年7月24日開催）において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

- ・南城市玉城字喜良原245番 2,311㎡内288.8㎡ 地図No.3